

引き渡しの場合

(1) 災害時（地震）における引き渡しの規準

「管内震度で5強以上の地震が発生したとき」は、直ちに授業を打ち切り、児童を引き渡す。

① 保護者等との連絡

ア 児童の安全確認後、メール配信や連絡網にて速やかに保護者と連絡をとる。

※ メール配信や連絡網が使用できないときは、保護者が引き取りにくるまで学校で待機させる。

イ 教育委員会に引き渡しの実施について連絡する。

② 引き渡し・預かり

ア 原則として直接保護者に引き渡す。

イ 引き渡す場合は、引き渡しカード（名簿）で確認をしながら行う。

ウ 引き渡しができない場合は、原則として児童を学校の安全な場所で保護する。

③ 留意事項

ア 保護者が引き取りを依頼する場合は、保護者が迎えに来るまで、児童を学校で保護することを伝える。

むやみに保護者を急がせたりすることがないように配慮する。

イ 学校でほごしている児童不安を与えないように配慮する。

(2) その他引き渡し・預かりの場合

① 管内震度が5弱以下の地震であった場合でも学校及び周辺に被害があり、児童を安全に帰宅させられないとき。

② 校地・校舎内に不審者が侵入し、児童に危害が及んだとき、又はその恐れがあるとき。

③ 学区内外に不審者が出没し、児童に危害が及んだりする事態が予想されるとき。

④ 児童の引き渡しが必要と校長が判断したとき。

(3) 引き渡しカード（名簿）の作成

児童の引き渡しを円滑に行うために、緊急時の連絡を兼ねた引き渡しカード（指導補助票）を毎年度作成する。